

「平成29年度の統一テーマは「行動しよう 消費者の未来へ」」

5月は消費者月間です

インターネットやスマートフォンが普及が進み、近年は多くの人が簡単に情報を入力したり情報のやり取りができるようになりました。

日常生活に欠かせない買い物や、普段は手に入らない商品などをインターネットで簡単に検索できるなど通信機器を利用した売買は便利な反面、多くの危険が潜んでいます。

今回は、市内でも相談件数が多い2つのトラブルの事例を紹介し



事例① 商品が届かない！

ブランドのバッグをインターネットで検索したら、定価より安い金額で販売しているサイトを見つけた。在庫がわずかだったのですぐに購入手続きをした。

翌日メールが届き、記載された振込口座に代金を振り込んだ。その後、1週間程度で届くはずの商品が1カ月経っても届かない。

メールで問い合わせをしても返信はなく、サイトに連絡先がないので催促もできない。詐欺サイトだったのか。

▼所在地・電話番号を確認しよう！

ネットで買い物をしたが、商品が届かない、申し込みフォーム以外の方法で連絡がとれないなどのトラブルが多く見られます。こういった詐欺的な被害にあわないために、購入前に必ず事業者の所在地や電話番号を確認し、それらの表示がないサイトでの買い物はやめましょう。

また、サイトを突然閉鎖してしまう場合もあるので、連絡先がわかるものを残しておくことも大切です。

▼前払いの購入は慎重に！

商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが困難になります。信用できる事業者がよく考えてから、支払い方法を決めましょう。

入金をせかしたり、「先着」「限定」などの文言で判断を急がせる手口も考えられることから、前払いによる購入には十分に注意しましょう。

* ネットオークションやフリーマーケット情報サイトでの売買トラブルも増えています。サイト運営会社が当事者同士の仲介をしなかったり、苦情の相談にのらないケースがほとんどですので、利用の際は気をつけましょう。

事例② いつの間にか定期購入に！

新聞広告で「初回500円 送料無料」と書かれた健康食品を見て電話で注文した。

数日後、代引きで自宅に品物が届いたので、代金を支払い、受け取った。

1カ月後に、同じ会社から商品が届いたので開封してみると、7,000円の振込用紙と健康食品が入っていた。驚いて、電話で問い合わせたところ、「期日までに継続キャンセルの電話がなかったため、定期購入になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。

お試しで飲んでみたが、体に合わなかったので解約を申し出ると、定期購入だとして拒否された。

▼契約内容や購入条件を確認しよう！

定期購入が条件になっていないかなど購入前に確認しましょう。広告上で「お試し価格」「初回〇円」などと表示されていても、複数月の継続購入などの定期購入が条件となっている場合があります。

最近では、スマートフォンからの注文も増えていますが、画面が小さ

いため表示がよく見えなかったという事例もあるので注意しましょう。

▼解約の条件を確認しよう！

消費者が「定期購入にした覚えはない」などと事業者に解約を申し出る際、初回価格のみを払ってやめたいと思っている消費者は多いですが、解約する場合、初回分の商品について通常価格を請求されるケースがめだちます。

また、解約をしようとしたところ事業者から定期購入期間内は解約できないと拒否されるケースもありますので、商品注文する前に「定期購入期間内に解約か可能かどうか」「解約申し出先や方法（電話やメール）」などを確認しておきましょう。

◆困ったときは市民生活課へ

消費生活に関するトラブルや悩みがある場合は、一人で抱え込まず、市民生活課にご相談ください。消費生活専門相談員や職員が相談に応じます。

【相談窓口】 消費生活相談専用ダイヤル ☎22・9626

平日午前8時30分～午後5時15分
※専門相談員が相談に応じる時間は平日午前9時～午後4時（原則）

【問い合わせ】 市民生活課 ☎22・9638 FAX 22・9641

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など